

上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月15日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第48号

上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則の一部を改正する規則

上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則（令和5年上越市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表かん水用機械等整備対策事業の項中「8,900円」を「9,350円」に、「1,550円」を「1,600円」に、「44,150円」を「46,550円」に、「4,200円」を「4,400円」に、「13,650円」を「14,350円」に改め、同表家畜暑熱被害応急対策事業の項中「52,600円」を「55,450円」に改め、同表家畜暑熱対策電気料金助成事業の項中「1か月」を「3か月」に改める。

第1号様式中「支援対象経費に」を「対象経費に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。